

## 東近江市健康ガイドブック協働発行业者審査評価基準表

### 1 評価方法

東近江市健康ガイドブック協働発行业者の募集において、複数の募集があった場合は、評価基準に基づき、特に優れている、普通、劣っている、かなり劣っているの5段階で評価する。

### 2 評価基準

評価項目	評価内容		配点	A	B	C	D	E
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5	5	4	3	2	1
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5	5	4	3	2	1
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的に、実現性があるか。	5	5	4	3	2	1
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識があるか。	5	5	4	3	2	1
	企画内容・企画力	利用者にとって有益性・関心の高い育児情報であるか。	5	5	4	3	2	1
	デザイン・構成	利用者に対して、見やすいデザイン・構成であるか。	5	5	4	3	2	1
業務実施面	広告募集方針	広告枠を確保するための明確な営業手法が提示されているか。	5	5	4	3	2	1
		当事業を進めるに当たり実現可能な収支が計画されているか。	5	5	4	3	2	1
	事業実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5	5	4	3	2	1

		工程ごとに妥当な日数配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確か。	5	5	4	3	2	1
	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるか。	5	5	4	3	2	1
県内企業	滋賀県内に、本店、支店、又は営業所を有するものであること。 (県内に本店有5点、県内に支店・営業所有3点、上記以外1点)		5	5	4	3	2	1

※A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：かなり劣っている。

### 3 審査方法

- (1) 評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、協定締結に向けた交渉を行う。  
ただし、評価点の合計が同点の場合は、各評価項目におけるAの数の合計が最も多い参加者を上位とする。
- (2) 優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、次に順位点が高い者から順に交渉を行う。